

下記事項について確認しましたので、記名し提出いたします。

＜主な説明項目＞

確認日	年 月 日
御法人名・会社名	
確認者氏名	様

＜お客様へのお願い＞

- 下記事項についてご確認後、確認者氏名は必ずご本人の自書にてご記入のうえ、確認日、法人名等につきましてもご記入をお願いします。
- 必ず『融資のごあんない』(パンフレット)を参照いただきながら下記事項についてご確認ください。
『融資のごあんない』は機構ホームページに掲載しています。<https://www.wam.go.jp/hp/>

(1) スケジュール (『融資のごあんない』 P3,P4 参照)

＜ご相談・お申込み＞

- 機構融資による資金調達をご検討されている場合、まずは融資相談係にお問い合わせください。(電話番号は次頁参照)
- 融資相談の結果、借入金の減額など資金計画の見直しをしていただく場合があります。
- お申込みは、申込書類を意見書（機構指定様式：借入申込書類の一つであり、都道府県及び市区町村からの意見を証明（押印）していただく書類です。）発行後、機構あてご提出ください。
- 補助事業の場合、意見書の発行は、一般的に補助内示後が目安となります。（事前に都道府県及び市区町村にご確認ください。）

＜受理＞

- 借入申込受理手続完了後、「借入申込受理票」をご郵送いたします。
- 事前に融資相談をされていない場合や、償還・担保などに著しい問題が見受けられる場合には、受理までにお時間をいただくことがあります。
- ⑦ 受理の段階では、融資の可否は確定していません。**
- ⑧ 受理票が発行されるまでは、建築、解体、造成または売買の契約を締結されないようお願いします。（※設計監理契約を除く）**
- ⑨ 受理前の契約・着工は原則融資の対象となりませんのでご注意ください。**

＜審査＞

- 受理から概ね1か月前後の審査期間をいただきます。
- ⑪ 申込みの内容を審査した結果、借入額の減額、貸付条件の変更またはご融資をお断りする場合があります。**
- 審査決定後、「貸付内定通知書」を送付いたします。
- 内定取消要件に該当した場合は内定を取り消すことがあります。

＜契約締結・資金交付＞

- 金銭消費貸借契約の締結は、最初の資金交付月の前月あるいは前々月となります。ただし、創設法人の場合には、法人の設立認可後、また、事業計画に贈与金が予定されている場合には、原則として、贈与金入金確認後の契約締結となります。
- 資金交付は、工事請負業者等への支払い等、機構資金が必要になった際に、必要な額を交付します。
- 工事請負業者等への支払いは必ず振込により行ってください。現金による支払いは原則融資の対象となりませんのでご注意ください。
- 既存担保がない（敷地が借地等で建物完成時まで抵当権設定出来る物件がない）場合は、原則として建物完成後の資金交付となります。ただし敷地が公有地または工事請負業者が請負金額の10分の1以上の保証金額又は保険金額となる工事履行保証保険に加入している場合には建物完成前の資金交付が可能となります。なお、保証期間は請負契約締結日及び工期を含むことになります。
- 建物完成前の資金交付が可能な場合であっても、資金交付額が制限される場合があります。

＜事業完成報告＞

- 事業が完成したら、事業内容等の最終状況の報告として「融資事業完成報告書」をご提出いただきます。（事業完成後3か月以内）
- 建築工事費等の減額や補助金の増額、融資対象建物及び土地の面積の変更等により、内定額または契約額が減額になることがあります。

(2) 利率 (『融資のごあんない』 P7 参照)

- 貸付利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。
- 金利制度は、償還期間が10年を超える場合は『完全固定金利制度』または『10年経過ごと金利見直し制度』をお選びいただきます。
- 完全固定金利制度とは、金銭消費貸借契約締結時の利率が償還期限まで固定し適用されます。
- 10年経過ごと金利見直し制度とは、10年経過ごとに利率の見直しが行われ、見直し時の金利は、金利見直し日の利率が新たに適用されます。
- 設置・整備資金の貸付利率は、償還期間（1年ごと）に対応した金利設定となっております。ただし、償還期間が10年以内の場合は、償還期間に関わらず、10年の金利が適用されます。

(3) 担保 (『融資のごあんない』 P8 参照)

- 原則として、所有者を問わず、建築確認申請の敷地、その上の建物全て及び敷地上の地上権への抵当権設定をいたします。
- 原則として、機構抵当権が第1順位となります。
- 損害保険の対象となる担保物件（建物）には、損害保険を付保していただき、その保険金請求権の上に質権設定をいたします。

(4) 保証人 (『融資のごあんない』 P8 参照)

- 保証人は、『保証人不要制度』または『連帯保証人方式』をお選びいただきます。

- ② 保証人不要制度は、貸付利率に一定の利率を上乗せしてお支払いいただくことで、連帯保証人を不要とする制度です。
(参考: [2021年度](#)に契約締結される場合、上乗せ利率は [0.05%](#)となります。)
- ③ 連帯保証人方式は、原則として、法人の代表者に保証参加いただきます。
- ④ 保証人不要制度で金銭消費貸借契約を締結した場合、その後の連帯保証人による契約への変更はできません。
- ⑤ 連帯保証人方式で金銭消費貸借契約を締結した場合、一定の条件に合致しない限り、その後の保証人不要制度による契約への変更はできません。
- ⑥ 無利子貸付の対象となる場合であっても、保証人不要制度利用のための上乗せ利率分のコストは発生します。

(5) 融資額、融資率、基準単価 ([『融資のごあんない』 P5,P6,P17,P18 参照](#))

- ① 融資額の算定式は、(基準事業費ー法的・制度的補助金) × 融資率 = 融資限度額 となります。
- ② 基準事業費は、当機構の定める基準単価を用いて算出した『機構基準事業費の合計』と『実際事業費(見積額)』の合計とを比較して金額の低い方を用います。(基準単価については、[『融資のごあんない』 P17,P18](#)にてご確認ください。)
- ③ 融資率は施設(事業)種類により異なります。(『融資のごあんない』 [P6](#)にてご確認ください。)
- ④ 上記の算定式で算定した融資限度額より担保評価額の70%が低い場合は、担保評価額の70%が融資限度額となります。
- ⑤ 償還財源(収支差額)の見込みによっては、上記の融資限度額での融資ができない場合があります。

(6) 償還期間、償還方法 ([『融資のごあんない』 P7 参照](#))

- ① 貸付金の種類、貸付金額、建物の構造等により償還期間が異なります。
- ② 設置整備資金における元金の償還については、償還期間等に応じて据置期間を設けることができます。(元金の据置期間中であっても利息の支払いは発生します。)
- ③ 儻還は元金均等、原則として、毎月償還としていただいております。(利息も同様です。)

(7) 協調融資制度 ([『融資のごあんない』 P19,P20 参照](#))

- ① 借入希望者が資金調達を円滑に行えるようにするため、機構と覚書を締結した民間金融機関と連携して融資を行う制度です。
- ② 社会福祉法人が、福祉貸付を利用し、併せて協調融資制度を利用される場合、整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する際に、所轄庁の承認が必要となります。
- ③ 融資対象面積が5,000m²を超える場合、民間金融機関との協調融資(併せ貸しを含む)の利用を前提としての融資となります。民間金融機関との協調融資(併せ貸しを含む)の利用を前提としないものについては、[『融資のごあんない』 P8](#)にてご確認ください。
- ④ 最新の協調融資覚書締結金融機関一覧は機構ホームページに掲載しています。[\(https://www.wam.go.jp/hp/\)](https://www.wam.go.jp/hp/)

(8) その他の留意点 ([『融資のごあんない』 P8 参照](#))

- ① 当機構融資制度をご利用いただきましたお客様は、債権管理のために年に一度、決算書に基づく実績報告(事業報告書の提出)を行っていただきます。
- ② 儻還期限前に任意で借入金の一部(または全額)について繰上償還を希望する場合、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」を提出していただくとともに、繰上償還額に加えて機構が算定する「弁済補償金※」をお支払いいただきます。
 - ※ 弁済補償金について
固定金利で約定した融資の期間の途中でお客様から繰上償還された場合、機構が将来得られるべきであった利息が得られなくなる一方で、当該資金を融資財源として再運用(貸付)する場合にその時点の金利情勢によっては将来に同様の利息を得られない「再運用リスク」が生じることから、このリスクによる損失を補うため、お客様との契約に基づき合理的に算出された金額(将来の元利金の現在価値に対して繰上償還元金だけでは不足する金額)を弁済補償金としてお客様にご負担していただきます。
- ③ 次の場合には、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。
 - ・貸付金を定められた用途以外に使用した場合または長期にわたり使用しない場合。
 - ・虚偽の申告もしくは報告をしましたは必要な事実の申告もしくは報告を怠ったことにより貸付金が限度額を超えることとなった場合、または貸付金について借入を要しないこととなった場合。
 - ・貸付金をもって建設した建物もしくは購入した土地を、貸付の対象とした施設又は事業以外の用途に使用した場合。
- ④ 反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みの一環として、金銭消費貸借契約証書に暴力団排除条項を設けております。これは、契約時に借入者(債務者)、保証人または担保提供者が過去5年間にわたり暴力団等の反社会的勢力ではないことまたは将来にわたりこれに該当しないことを表明し保証せるとともに、機構に対して不当要求行為等をしないことを確約させ、これらに反した場合に当機構の判断により繰上償還請求をさせていただくこと等の措置を定めた条項です。

(9) 特約火災保険制度について

- ① 福祉貸付を対象とした特約火災保険制度がありますので、説明希望書を当課あてご提出いただければ、指定代理店である福祉施設共済会から制度説明を受けることができます。なお、特約火災保険加入の有無による、融資条件等への影響はありません。
- ② 指定代理店による制度説明と当機構との融資判断とは無関係です。ご希望により貸付決定前に制度説明が行われた場合であっても、ご融資をお断りすることがあります。

◆ 融資制度等についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

東京本部 福祉審査課 融資相談係 TEL03-3438-9298 (施設の開設地が東日本のお客さま)
大阪支店 福祉審査課 融資相談係 TEL06-6252-0216 (施設の開設地が西日本のお客さま)
東京本部 NPOリソースセンター TEL03-3438-4756 (NPO法人のお客さま)